



知財パラダイムシフト

19

公益社団法人 知財経営協会(SIR)

会長(兼)理事長

玉井 誠一郎 先生



関連 HP

世界は見えてくるウィルス(新型コロナ)により大変な状況に陥りましたが、見えざる資産である情報(知財)も破壊的な力を持っています。国民は、フェイク情報を通じて大衆操作の危険性に気付いていないばかりか、貴重な技術・営業情報が依然として流出・盗用され続けていることに鈍感で、特許出願をしていけば国が保護してくれると勘違いしています。日本は知財後進国、知財が利益に直結せず、知財マネジメント(知財経営)は停滞しています。

第19回 日本の知財マネジメント(知財後進国からの脱却(1))

日本は知財後進国

(日本企業の技術情報等は依然として流出中)

依然として流出中

令和3年新年号 Wedge ウエッジ誌「取られ続ける技術や土地 日本を守る盾を持って」によれば、日本は、企業等の機密情報管理が甘く、規制する法令も緩いため最重要財産である知財情報が流出し続けているとのことです。これを守る不正競争防止法は、5年前に改正強化されましたが、今日まで法律適用による刑事罰が与えられた事例はありません。

情報処理推進機構(IPA)が3年前に2000社にアンケート調査をした結果によれば半数以上が営業秘密等の守秘知財管理をしておらず、法適用が困難なことや、図1の特許庁による近時の知財管理アンケートでも、事業を守る手段は特許等の

出願に偏り、営業秘密として守秘知財化して守ることがほとんどないことと合致します。既に述べたように、知財は、特許庁に出願する出願知財と出願によらずに保護する非出願知財から構成され、非出願知財は企業固有の機密情報(仕入れ、設計、製造設備、検査、顧客情報等の営業秘密や技術情報等を含み守秘知財ともいう)であって商品事業の差別化や儲けの源泉であるところ、これがごっそり流出し歯止めがかかっていないために日本企業の知財収益率並びに株価純資産倍率(PBR)は、知財マネジメント先進国に比べて最下層レベルにあります。知財は、出願と非出願のトータルでマネジメントすることが必須です。

図2は、知財マネジメントレベルを視的に表した知財マネジメントのピラミッドです。図2には、知財ライセンス等で収益を得

ドです。この研究は1990年代に欧米で無形資産研究の一環として行われました。この成果に筆者が知財安全対策レベル(セーフティレベル)を付加修正したのが図2です。

知財マネジメント(知財経営)とは、一言でいうと「他の知財を踏んでないかの調査対策の知財安全確保と事業利益への貢献を知財投資効率(ROI)に基づいてマネジメントすること」です。知財安全確保は基本中の基本になります。優れた発明でも他の知財を踏んだものであれば重大な事業リスクを招きます。これを避けるためか?日本企業は大量出願によるクロスライセンスによって事業を守るという非効率なデیفENSEレベルにあります。下手な鉄砲?数打てば当たる戦法ですが、本音は知財部門の出願件数パフォーマンスを誇示するためのもののようなのです。

国内には160万件の特許があります。特許の主従関係から他の特許を侵害、つまり知財安全面で問題のある特許及びその特許を使用した商品事業も数知れずあるものと推察されます。事業開始前にまずは特許出願ではなく知財安全調査対策ですがこれがおろそかです。日本は、特許の出しっぱなしで権利維持費用のみがかかるコストセンターの状況です。

日本は、まずデیفENSEレベルであるコストセンターから脱出しなければなりません。この方策は、出願を制限し非出願知財を増やすことです。つまり、図1の青色と橙色とを入れ替える取り組みです。出願は、侵害調査や裁判費用を担保できるものに限定することです。

(公社)知財経営協会(SIR)は、出願に

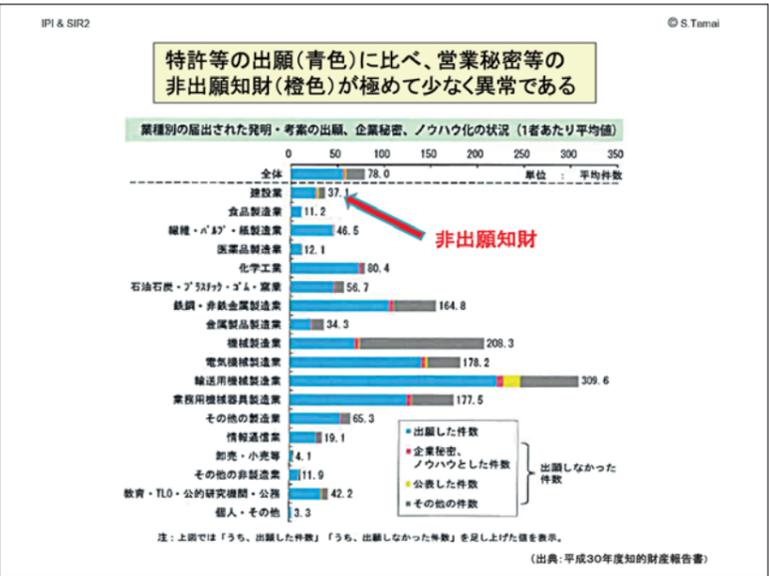


図1 特許等の出願件数と企業秘密件数

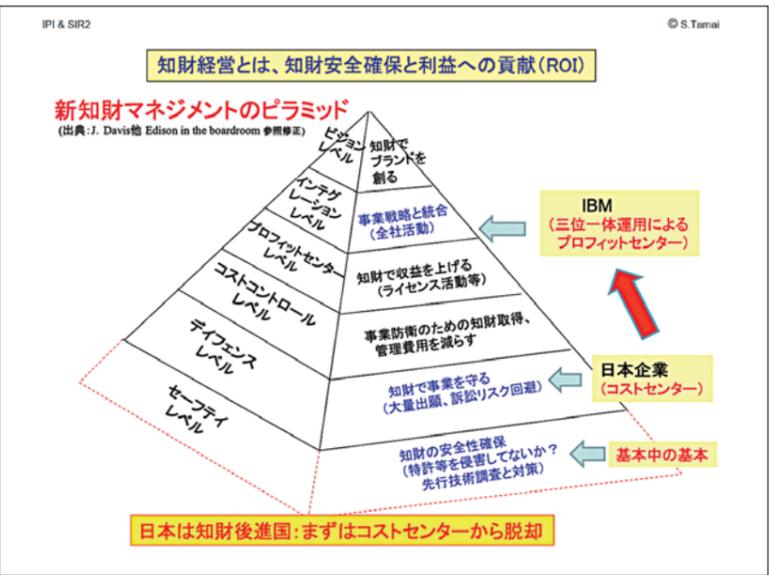


図2 知財マネジメントのピラミッド

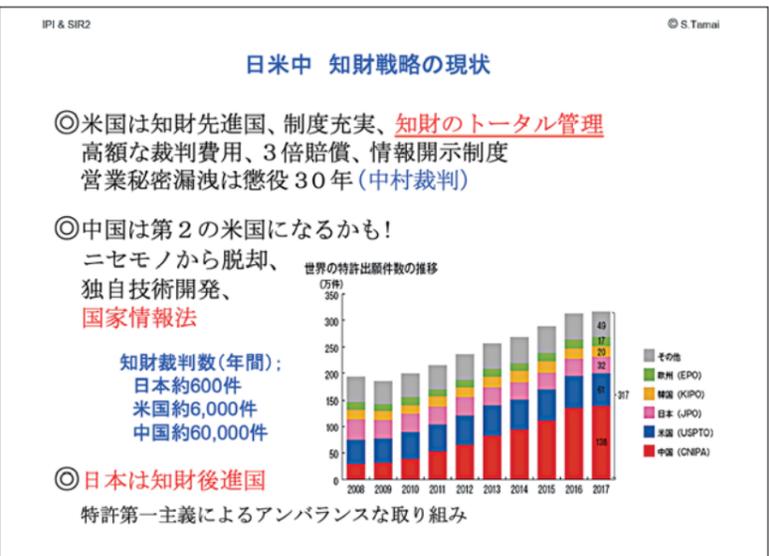


図3 日米中の知財戦略の状況

よらない知財の保護活用をサポートできます。

日米中に見る知財戦略状況 (知財のトータルマネジメントがカギ)

図3は、日米中の知財戦略状況を示したものです。米国は言うまでもなく合衆国憲法第1条8節に知財保護の明記があるように、知財が建国の精神の国ですから世界中で最も知財制度等が充実し知財侵害に最も敏感な国です。また米国は、特許等の

ドシークレット)である非出願知財の盗用漏洩に対する罰則が厳しく、違法者には懲役30年という厳罰が下されます。協会名誉理事ノーベル賞学者中村修二教授は、米国に転職した時に日産化学から営業秘密漏洩で提訴されました。しかし証拠がなかったことから無罪になりましたが、もし証拠が出ていればノーベル賞どころではなく現在も牢獄に居ることでしょう。米国は、このように特許だけではなく非出願知財である営業秘密を重視する知財トータルマネジメントの最先進国です。

一方、ニセモノで有名であった中国は、国家戦略として知財関連法や法曹人材育成等の重点施策により、図3に示すように商標や実用新案等の出願が急増し、知財裁判も年間6万件と日本とは2桁違いの知財大国に近づいています。更に、2015年に中国製造2025年による次世代技術開発、2017年に企業や個人に情報収集への必要な協力を義務化する国家情報法の成立や千人計画等を通じて情報による世界覇権を狙っているとされています。ファーウェイ等の中国企業製品を通じ

て情報収集(バックドア疑惑)や軍事利用転用技術の収集が留学生等を使い組織的に行われているとの疑いがあり、米国は立ちまっています。日本も対策を打たないと隷従させられる恐れがありますが、依然として知財(情報)インテリジェンスは欠落しており、これに警鐘をならす人は稀で大変危惧しています。次回も引き続きこの続編を論じます。